

茅ヶ崎市議会
文化教育常任委員会
政策討議活動報告

〈テーマ〉
子どもたちを総合的にサ
ポートする政策について

2019年5月～2020年12月

<テーマ選定理由>

子どもを取り巻く環境はより一層深刻化している

- 家庭環境** 子どもの貧困や虐待など
- 学校環境** いじめ、不登校、学力格差など
- 地域環境** 遊び場などの居場所の喪失、多世代交流
機会の減少による子どもの孤立化など
- 社会環境** 子どもが犠牲になる犯罪や事故の発生など

少子化がさらに進む中、未来を担う子どもたちが安心して心身ともに健やかに育つことができるよう、さまざまな観点からサポートする政策実現が重要であるため。

子どもたちを総合的にサポートする政策について

<茅ヶ崎市の現状>

茅ヶ崎市の子ども関連施策の推進体制

茅ヶ崎市総合計画

茅ヶ崎市子ども子育て支援事業計画

茅ヶ崎市教育基本計画

茅ヶ崎市教育基本計画 実施計画

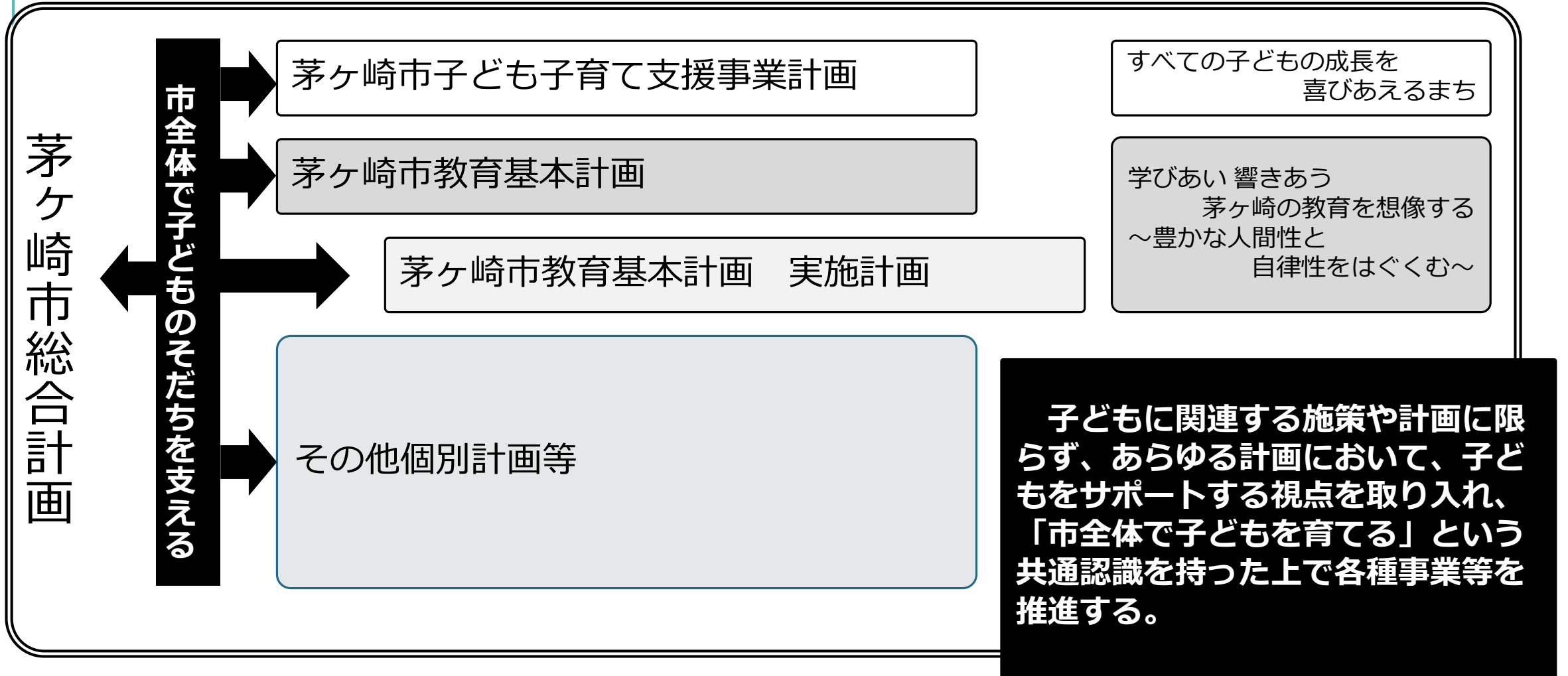
その他個別計画等

すべての子どもの成長を
喜びあえるまち

学びあい 響きあう
茅ヶ崎の教育を想像する
～豊かな人間性と
自律性をはぐくむ～

<目指すべきところ>

茅ヶ崎市の子ども関連施策に子どもの視点を



<経過報告>

政策討議の取り組み経過

5月14日	3月23日	2月27日	1月31日	1月30日	1月17日	令和2年1月10日	11月29日	11月7日	11月6日	11月5日	10月16日	9月12日	8月29日	8月19日	7月19日	令和元年5月28日
委員間打ち合わせ	委員間打ち合わせ	委員間打ち合わせ	子ども育成相談課 担当課ヒアリング	保育課 子育て支援課 担当課ヒアリング	中間報告 担当課ヒアリング	全員協議会にて 委員間打ち合せ	委員間打ち合せ (滋賀県大津市)	行政視察 (長野県松本市)	行政視察 (長野県上田市)	行政視察	委員間打ち合せ	委員会	委員間打ち合せ	委員間打ち合せ	委員間打ち合せ	委員間打ち合せ

<先進事例調査①>

明石市子ども総合支援条例

条例の特徴

- (1) 支援の対象 = 「すべての子ども」
- (2) 支援の主体 = 「すべての人」
- (3) 支援の方法は幅広く
- (4) 市が進める特色ある施策の明文化
- (5) 市民等の声を反映させた条例

すべての子どもが大切にされ、元気にのびのびと安心して育つことができるように制定した。

この条例ではすべての子どもを支援していくために市全体が連携協力しながら、子どもへの支援に関する取組みを行うことを規定している。

<先進事例調査②>

西東京市子ども条例

条例の特徴

- (1) 条例の前文に想いを込める
- (2) 市と地域の役割を明確化
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 子どもの意見を言う権利
- (5) だれもいじめられてはいけない

子どもと大人が一緒になり、まち全体で「多様な背景を持つ子どもの尊厳が守られ、社会への参加を大切にする子どもにやさしいまち」をめざして制定された。



<行政視察報告①>

長野県上田市

学社連携事業について

<市政概要>

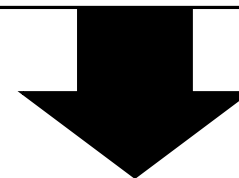
上田市は、長野県の中央からやや東北に位置しており、市の中央には東西に千曲川が流れている。山々に囲まれ、内陸性気候で寒暑の差が大きい地域である。令和元年9月の台風19号により千曲川が決壊、人的被害が発生し、上田鉄道別所線の橋脚の一部が崩壊するなどニュースで連日報道された。

総面積176.73km²、人口154,106人

取り組みの経過

平成20年 「学校支援地域本部事業」
(担当：生涯学習課) をモデル的に導入

平成23年 「コミュニティスクール事業※」
(担当：学校教育課) がスタート



この二つの事業を柱として取り組みを進めるが、担当窓口が2つに分かれていたため、平成26年にそれぞれの課から2～3人、市内の基幹公民館(9館)から各1人を選出したメンバーで学校と地域住民との接着剤となる「学校支援プロジェクトチーム」を構成し、教育委員会に設置される。

※ コミュニティスクール事業

「次世代を担う人づくり」を目指して、教育環境の整備と地域ぐるみの教育を推進している上田市の取り組みの一環。市内全小中学校で、学校・家庭・地域が連携し、子どもの教育に関わる「地域とともにある学校づくり」を行う。

<行政視察報告①> 長野県上田市 学社連携事業について

施策推進体制について

学校支援プロジェクトチーム

研修部会

- ・ ボランティア交流会
- ・ 研修会
- ・ 視察研修など

広報マニュアル部会

- ・ ボランティアハンドブック
- ・ コーディネーター用マニュアル
- ・ 広報紙
- ・ 行政チャンネル
- ・ ホームページ作成・管理
- ・ コミュニティスクールPR活動

予算部会

- ・ ボランティア保険
- ・ 消耗品費

<活動の第一歩>

- (1) 地域ボランティアによる学校花壇の手入れ
- (2) 校舎へのボランティアルームの設置

校内環境を整え、ボランティアによるさまざまな「お手伝い」することによって子どもとつながり、「豊かな学び」を実践することができる。

(例)

- ・ 子どもと一緒に学校の落ち葉掃除をし、焼き芋を皆で作って一緒に食べる。
- ・ 1年生の給食の準備を手伝い、一緒に給食を食べ、も手伝う。
- ・ 休み時間に子ども達と一緒に子ども達が考えた新しい遊びで遊ぶ。
- ・ ボランティアさんがクラブの活動内容を考案し、子ども達へ自らプレゼンを行い募集する。

<行政視察報告①> 長野県上田市 学社連携事業について

具体的な取り組み

①環境整備

学校の花壇整備や落ち葉清掃など

②学習支援

ボランティアによる授業補助や専門的な知識を生かした直接指導など

③スポーツ支援

小学校体育活動コーディネーター（授業補助やけが予防など）の派遣

④休日支援

公民館活用による通学合宿・夏休みわいわい塾など

⑤読み聞かせ

読書週間のおはなし会・教職員朝会時などの時間を利用した定期的読み聞かせなど

⑥地域学習支援

遠足や登山同行・農業体験・地域の歴史案内など

＜行政視察報告①＞ **長野県上田市** 学社連携事業について

施策効果について

- ・ ボランティア活動を通じて子どもたちと一緒に取り組むことで地域が活性化する。
- ・ 子どもたちの「地域のひとやものへの愛着」が深まった。
- ・ 学校の多忙感を実感した地域住民が積極的に参画する。
- ・ 公民館が学校と地域の接着剤の役割を果たしている。
- ・ 子どもが保護者や教職員以外の大人と関わり、認められることで自己肯定感が高まっている。

学校・家庭・地域の連携による青少年育成の道筋ができた

<行政視察報告②>

長野県松本市

こどもの権利に関する 条例について

<市政概要>

松本市は本州及び長野県のほぼ中心に位置しており、ともに国宝となっている松本城天守、旧開智学校校舎などから、伝統的に教育を尊重する気風が強く、芸術文化の息づく教育のまちづくりを進めている。

総面積978.47km²、人口238,835人

条例制定の経過

- | | | |
|---------|---|--------|
| 平成20年度 | 庁内関係課による調整会議開催 | 子ども部設置 |
| 平成22年度 | 青少年問題協議会において、こどもの権利に関する小委員会を設置（意見集約・報告） | |
| 平成23年度～ | 松本市こどもの権利検討委員会を設置 | |
| | 最終報告書を市長へ提出 | |
| 平成24年度 | 条例案を策定し、パブリックコメント実施 | |
| 平成25年度 | 2月市議会定例会にて、条例制定（4月施行） | |
| | 松本市こどもにやさしいまちづくり委員会設置 | |
| 平成26年度 | まちづくり委員会が推進計画を策定 | |
| 平成29年度 | 推進計画の評価・検証、中間報告 | |

松本市のこども施策の特徴

子育て支援 + 子ども支援

(子ども自身の育ちを大切にする子供にやさしいまちづくり)

- ・ こどもの権利の普及と学習の支援
- ・ こどもの相談・救済の充実 相談室「こころの鈴」
- ・ こどもの意見表明・参加の促進 まつもとこども未来委員会
- ・ 子どもが地域で健やかに成長するための支援 スマイル運動

<行政視察報告②> 長野県松本市 こどもの権利に関する条例について

施策推進体制について

※松本市総合計画に位置付けられた関連個別計画は「子どもにやさしいまちづくり推進計画」と整合をとるよう調整される

子どもにやさしい
まちづくり推進計画

●策定の趣旨

子どもが一人の人間として成長・自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となる条例の理念実現のために策定した計画。

●計画の進め方

松本市総合計画や子どもに関わる他の計画と整合性を図り、本計画の実施事業について「子どもにやさしいまちづくり庁内推進会議」で評価・検証を行い、「まちづくり委員会」で調査・審議・検証を行い推進していく。

●設置の趣旨

条例を総合的かつ継続的に推進するとともに施策の実施状況を検証するための場として市民・有識者15人により構成される。

●委員内訳

- | | |
|-------------|----|
| (1) 有識者 | 5人 |
| (2) 子ども関係機関 | 6人 |
| (3) 地域関係団体 | 1人 |
| (4) 公募委員 | 3人 |

条例の推進

・子どもにやさしい
まちづくり委員会
・庁内調整会議

・実態調査
(アンケート・聞き取り)

- 子どもの権利アンケート
- 市民満足度調査
- 子供たちへのヒアリング

具体的な取り組み

①子どもの命と健康を守り、大切にできる環境づくり

子ども子育て安心ルーム・パパママ子育て応援事業・ファミリーサポートセンター事業など

②子どもの権利の普及と学習への支援

学習パンフレット「あかるいみらい」の配付・子どもの権利ニュースの発行など

③子どもの相談・救済の充実

子どもの権利擁護委員（弁護士・大学教授・元小中学校長）・子どもの権利相談室「こころの鈴」

④子どもの意思表示・参加の促進

まつもと子ども未来員会・先進都市との子ども交流事業・各フォーラム等への参加促進など

⑤子どもの居場所づくりの促進

子どもプラザ・つどいの広場・児童館・児童センター・児童育成クラブ・子どもの未来応援事業など

⑥子どもが地域等で健やかに成長するための支援

まつもと子どもスマイル運動の実施

⑦子どもの育ちや子育てへの支援

支援の必要な子どもたちの支援・地域との連携・ネットワークの充実・あるぷキッズ支援事業など

＜行政視察報告②＞ **長野県松本市** こどもの権利に関する条例について

施策効果について

- ・ 「子どもの権利に関する条例」があるため、その視点で施策を展開することができる。
- ・ まちづくり委員会から市民目線での提言があり、各課がそれに合わせ取り組みを始めている。
- ・ まちづくりの視点に子どもが参画してきた。
- ・ 子どもの未来応援指針の策定の際に拠り所となり、経済的貧困対策のみでなく、自ら未来を選択していける力を育む、松本市独自の指針となった。

松本市全体の施策推進に「子ども」の存在が意識されるようになった

<行政視察報告③>

滋賀県大津市 いじめ対策について

<市政概要>

大津市は、滋賀県の県庁所在地であり、琵琶湖に面した観光都市である。2011年に発生した「大津中2 いじめ自殺事件」において、事件前後の教育委員会の対応が問題視され、連日大きく報道され社会問題となった。翌年に議員立法により「いじめ防止対策推進法」が制定される要因となる。

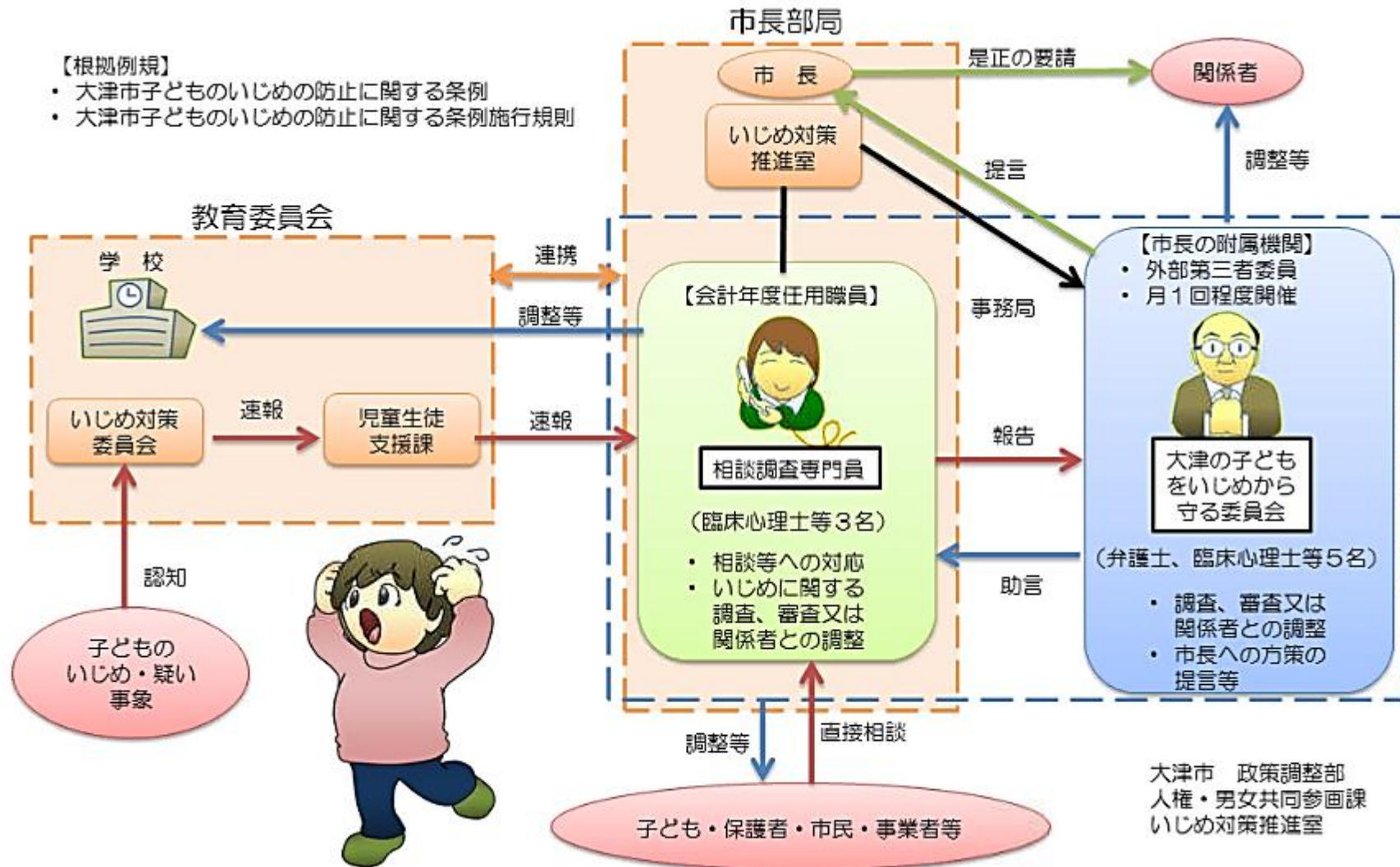
総面積464.50km²、人口344,027人

取り組みの経過

- | | |
|-------|---|
| 平成24年 | 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置 |
| 平成25年 | 市長へ調査結果の報告 <ul style="list-style-type: none">・大津市子どもはいじめの防止に関する条例施行・市民部にいじめ対策推進室、教育委員会に児童生徒支援課を設置・市長の附属機関として、大津市の子どもはいじめから守る委員会設置 |
| 平成26年 | 大津市いじめの防止に関する行動計画（第1期） |
| 平成25年 | 教育委員会の附属機関として、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会 設置 |
| 平成29年 | 大津市いじめの防止に関する行動計画（第2期） |
| 平成30年 | 市長の附属機関として、大津市いじめに関する重大事態再調査委員会 設置 |

<行政視察報告③> 滋賀県大津市 いじめ対策について

施策推進体制について



<行政視察報告③> 滋賀県大津市 いじめ対策について

具体的な取り組み

①子どもたちの心を育てる

いじめ防止月間における児童生徒の主体的な活動への支援・ゲストティーチャー活用事業
児童会／生徒会サミット

②教師の心と技を磨く

いじめ対応研修プログラム（若手教員研修強化・いじめ対策全員研修会等）・いじめ事案のAI分析

③学校の組織対応力を向上させる

いじめ対策担当教員の複数配置・スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカーの教育委員会配置・外部専門家派遣事業・子ども安全見守り隊事業・おおつ子どもナイトダイヤル・大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会・いじめ問題等教育課題アドバイザー

<大津市いじめ対策推進室>

大津市子どもはいじめの防止に関する条例に規定されている事項や条例に基づき策定したいじめの防止に関する行動計画等を推進するため設置された部署。総合的ないじめ対策に取り組む。（令和元年度予算 5 1, 4 0 7 千円）

＜行政視察報告③＞ **滋賀県大津市** いじめ対策について

施策効果について

- ・ **市長部局と教育委員会が連携し、2重3重の対策を講じている。**
- ・ **徹底して子どもの側に立ち、子どもや保護者の権利を守る体制作りが可能となった。**
- ・ **夜間を含む電話相談やLINE相談など子どもが相談しやすい体制を作るとともに、アンケートなどの分析により、施策の改善が図られる。**

いじめに対する強い意志を表明し、対策を実行できる体制を整備することにより全庁的かつ全市的な共通認識のもと施策推進が可能となった。

具体的な改善策の提案

(1) **子どもの権利条例等の理念条例の策定**

市総合計画や各個別計画に対し、「市全体で子どもをサポートする」という理念が反映されるようになり、同じベクトルを向いて事業推進することができる。

(2) **新たな推進室の創設**

条例に基づき、子ども関連施策を統括して推進する部局または推進室などを創設することにより、従来縦割りであった各個別計画や事業の進捗管理等が可能となる。